

津南斎場の利用について

●斎場所在地

〒949-8201

津南町大字下船渡戊1847番地1

TEL 025-765-3495

●休業日

- ・毎年1月1日・2日・3日の3日間

●利用時間

斎場の利用は下記の時間からとなっています。

①午前9時から ②午前10時から ③午前11時30分から

④午後1時30分から ⑤午後2時30分から ⑥午後3時30分から

- ・使用が重なった場合、希望する時間からの使用が出来ない場合があります。
- ・③と④の利用については、1日のうちにどちらか一方しか受付をすることが出来ません。

●利用手続き

- ・中里支所、松之山支所の市民課窓口で斎場使用申し込みを行ってください。

●利用料金表

- ・管内（津南町、十日町市中里地域、十日町市松之山地域、長野県栄村）

区分	使用料		備考
12歳以上の者	1体につき	20,000円	
12歳未満の者	1体につき	15,000円	
死産胎児	1体につき	10,000円	
切断四肢	1個につき	10,000円	
改葬	1回につき	10,000円	

- ・管外（津南町、長野県栄村及び上記十日町市の地域以外）
- ・使用者または死亡者の住所もしくは本籍が管内にない場合、使用料は管内の5割増です。
- ・使用料は、「火葬許可証」「斎場使用申請書」とともに火葬当日、斎場職員に納付してください

●利用上の注意

- ・火葬開始時間の遅れは、業務に大きく支障をきたしますので、開始時間を厳守してください。
- ・待合室は無料で使用できますが、湯茶等の接待はセルフサービスをお願いいたします。また、退場の際は、待合室の清掃を行ってください。